



大石 芳野



子はいせいで3人だ。理由を尋ねると「人間が増えた...」

おおいし・よしの 1943年東京都生まれ。国内外の各地を訪れ、戦争や公害などに苦しむ人々に向き合う。写真集「ベトナム魂」として十門賞賞。「戦争は終わっても終わらない」など著書多数。

場を建た。パアアへの... はい、だ」と。...

いなが、最近、一冊の写真集が目についた。小原主明著「AGA MINA AITA」(新編日報事業社・3千円)。美しい阿賀野川のカラー写真に採まれるものにモノクロームの人物写真が散りまわっている。...

「MPP」の一環、あすまで展示会、那覇ひめゆり記念館

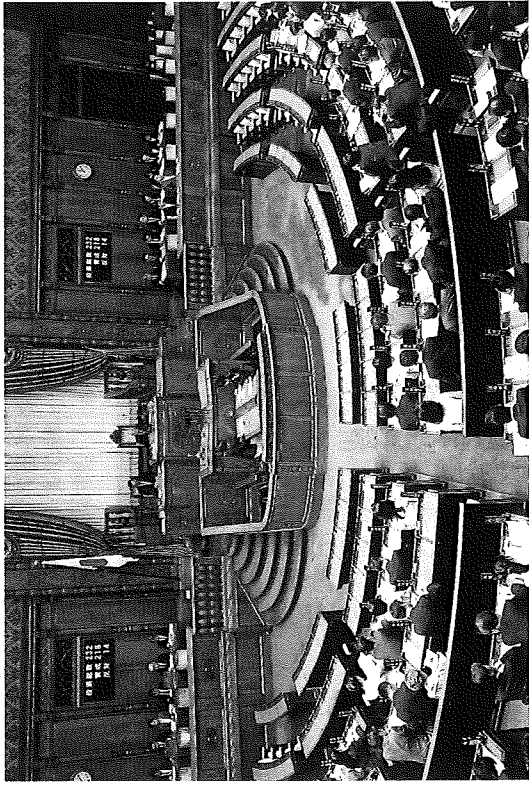


今回初めて那覇市安里のひめゆり記念館の隣にある「ひめゆりホール」で展示会が開かれている。10日まで、入場無料。6人の写真家や美術家が出展している。...

花城勉さんは、会館内の階段の踊り場上部に、糸の...

◇第1、... 作品「VALE 2」8 H H M E Y U R I 展示した。花城さんは「糸の...」

文化



改正著作権法が可決、成立した参院本会議＝5月18日午後

選考が、国会の最中、さしたる議論もなく成立する法案もある。その一つが著作権法改正だ。ただしこの改正は、著作物を著作者の許可なく無断でコピーすることを認めるもので、従来の著作権制度を根本から揺るがすだけに、きちんと振り返っておく必要がある。

著作権の概念は、大衆印刷(複写)が可能になった活版印刷技術の普及を懸念として生まれたとされる。ただしこの時点は、いわば著作権は印刷業者が有するとされていた。近代著作権法の始まりは一般に「法」と呼ばれる1709

人格権

山田 健太

(6月)

メディア時評

年にイギリスで成立した法律で、著作権をそれぞれの事業者ではなく、創作者に与えたいという意味で、まさに画期的なものであった。その後1886年に締結された国際条約(ベルヌ条約)でも、著作権は創作者のものであることが明記された。そして1928年の改正で、いま続く「著作権人格権」の規定が誕生し、

著作権法改正

揺らぐ表現の自由 経済論理 文化歪める

たというわけだ。法律解説書においても最近、「著作権人格権は著作権ではないにもかかわらず、著作権法に明記されている」と指摘するものさえあるが、これは間違いだ。あくまでも著作権は、著作物(創作者)が自身の創造物を、わが子のようにおしく思う気持ちを法的に保護するための制度であって、その中核が人格権としての著作権人格権ということである。そして、同時にその著作物を複写するな

して活用するにあたり、その版権(著作物の財産権)を「著作権」と規定していることになる。一般に「著作権」という場合、後者の財産権のみをさす場合があり、そのために著作権≠著作財産権(複製権・使用権)といっただけで出てくる。いま、広義の著作権(著作人格権と

フェアユース規定

これに対しアメリカは歴史的に、著作権人格権が存在せず、著作権≠複製権としてきた(それゆえ、英語のコピーライトは著作権総体を示すことになる)。さらには、著作財産権の例外で許諾なしに複製ができる場合として、包括的な許諾制度である「フェアユース」規定が存在するのが特徴だ。さらに、基本的な部分で天と地ほど違う法精神であることが分かる。この違いは時に大きなレシジョンを起すことになる。グーグルは、世の中のすべての情報を収集し、

それをカスタムして蓄積し、しかも無料で万人に提供するというものであって、日本は大陸法の国々では完全に違法な行為である。しかしアメリカでは「みんなのため」なら、無断コピーが認められるというフェアユース規定があるために、まさに公正使用(公共利用)という観点から、こうしたサービスが許容される可能性があるということになる。そこで、サービス開始当時、世界中を巻き込む

それをホストコンピュータに蓄積・整理し、様々なサービスを実施しているが、その一つに図書館プロジェクトと呼ばれていたものが、現在のブックサーチ(書籍検索)サービスだ。家に居ながらにして世界中の文献が、その中に含まれる言葉を自由検索でき、しかもその文献を丸ごと読むことも可能という、極めて便利な读物である。しかし、これは、著作者に無断で著作物をスキャンし、そ

柔軟な権利制限

しかも、あえて分らない「柔軟な権利制限規定」と呼ぶことで、フェアユース規定ではないと隠蔽化していることが問題だ。具体的には、①表現の思想または感情の享受を目的とした利用(30条の4)②コンピュータでの効率的な著作物利用のための付随利用等(47条の4)③新たな知見・情報を生み出す情報処理の結果提供に付随する軽微な利用等(47条の5)について、「権利者への悪影響が少ない」として、許諾なしの利用が認められることになった。しかし結果として、冒頭にも書いたように、著者に許可なく、著作物を全文スキャンし、それを活用して事業を行うことが可能であって、全面的ではないにしても、フェアユース規定

物利用のための付随利用等(47条の4)③新たな知見・情報を生み出す情報処理の結果提供に付随する軽微な利用等(47条の5)について、「権利者への悪影響が少ない」として、許諾なしの利用が認められることになった。しかし結果として、冒頭にも書いたように、著者に許可なく、著作物を全文スキャンし、それを活用して事業を行うことが可能であって、全面的ではないにしても、フェアユース規定

熱いさん 家族みんなでお外食... 旅先でさんびん茶... ホテルにある縫製... ティーバッグの縫製... 今日一日で縫製... わたしも歩かない... あつという間に縫製... 空漕ぎをすれば縫製... スーツケースを縫製... 気付けば家のり... 電気ボットの縫製... お湯が沸くのを縫製... 旅の興奮を縫製... 旅が夢だったよ... ポットから又上... 熱いさんびん茶... と一ま・ひん... れ。2009年... 第32回山之口縫製... ンバ。◇第1、... 覚悟部分を含め... 作品「VALE 2」8 H H M E Y U R I 展示した。花城さんは「糸の...」